

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

警察庁丙備二発第24号、丙企画発第23号
丙生企発第59号、丙刑企発第41号
丙交企発第47号、丙情企発第33号
令和3年4月16日
警察庁警備局長
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁交通局長
警察庁情報通信局長

新型コロナウイルス感染症に関するまん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加について（通達）

本年4月1日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「重点措置」という。）を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨が公示されたところであるが、本日、4月20日付けで重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）に、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県を追加する旨が公示された（別添1）。また、これに併せて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が変更された（別添2）。

重点措置の実施を受けた警察の対応については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における警察の対応に係る留意事項等について（通達）」（令和3年2月12日付け警察庁丙備二発第5号ほか）、「新型コロナウイルス感染症に関するまん延防止等重点措置の実施について（通達）」（令和3年4月1日付け警察庁丙備二発第20号ほか）等において示達したところであるが、本日、重点措置区域を追加する旨が公示されたこと等を踏まえ、引き続き、同通達等に基づく対応に万全を期されたい。

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕

官庁事項

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

(新型コロナウイルス感染症対策本部)

官 庁 事 項

官 庁 報 告

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

令和三年四月十六日

新型コロナウイルス感染症対策本部長職務代理 同副本部長 加藤 勝信

(一) まん延防止等重点措置を実施すべき期間 令和三年四月五日から五月十一日までとする。(二) の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

・宮城県、大阪府及び兵庫県については、令和三年四月五日から五月五日までとする。

・京都府及び沖縄県については、令和三年四月十二日から五月五日までとする。

・東京都については、令和三年四月十二日から五月十一日までとする。

・埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県については、令和三年四月二十日から五月十一日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフル

エンザ等対策特別措置法第三十一条の四第四項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措

置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(二) まん延防止等重点措置を実施すべき区域 宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知

県、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県の区域とする。

(三) まん延防止等重点措置の概要 新型コロナウイルス感染症については、

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められるこ

と、かつ、

・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体

制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国

民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するた

め、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

28

16

& (' % & * % (%)

